

「自区内処理の原則」と広域処理（中） 小金井市のごみ処理施設立地問題の現況から

鄭 智 允

はじめに

1. 「自区内処理の原則」の歩み (以上 5月号)
2. 彷徨う小金井市、そして漂流するごみ (本号)
3. 広域支援とごみ減量活動 (以下 次号)
4. 小金井市・国分寺市・日野市3市共同のごみ処理は問題解決になるのか
5. 清掃事業と交付金制度との関係から見る自治体の自由度の問題

おわりに

2. 彷徨う小金井市、そして漂流するごみ

廃棄物処理は個々の市町村の責任となっているが、小金井市のごみ問題を支えていたのは、多摩地域のごみ処理をめぐる広域支援体制である。本稿の問題関心に引きつけるならば、多摩における「自区内処理の原則」とこの広域支援体制の関係について、現状がどのように解釈され、体制づくりが行われているのかについて考察する必要がある。そして、この問題の中でもう一つ追究すべきは、近隣地域同士が支え合う中で、廃棄物処理をめぐる自治体の自治が守られていたのだろうか、という点である。小金井市の「ごみ非常事態」宣言をめぐる行政の対応、議会や住民活動の対応を確認しながら考えることで、この問題に関して廃棄物処理という自治の原責任と、処理主体としての小金井市の役割が破綻していたことをひもといていきたい。

(1) 多摩における「自区内処理の原則」の現況

前節までに述べた通り、地域内で発生する一般廃棄物の収集・運搬・処理は市町村の責任である。市町村は、自らの地域で処理施設を建設して処理を行う（単独処理）か、または近隣自治体との広域連携で処理を行う（広域処理）か、それも難しい場合は一定の要件を満たした業者にごみ処理を委託することでその責任を果たしている。本稿では前二者の場合を中心に「自区内処理の原則」を見てみよう。

図表3は2013年現在の多摩地域におけるごみ処理の状況を表している。それによると、多摩地域において、19市3町1村が一部事務組合（七つ）を設置していて、3分の2の自治体が広域化による焼却処理を行っていることが分かる。単独処理は、8市にすぎない。単独処理を行っている自治体の中で、八王子市と町田市は広域処理も行っている⁽²⁷⁾。

次に、多摩地域における廃棄物関連施設の配置図から「自区内処理の原則」の現況を見てみよう。図表4は多摩地域における廃棄物焼却施設の位置を示している。多摩ニュータウン環境組合の多摩清掃工場は町田市、多摩市、八王子市の市境付近の多摩市内にある。ふじみ衛生組合の場合、調布市内に所在するが、調布市と三鷹市の市境で三鷹市役所にも隣接している。柳泉園組合は東久留米市と東村山市の市境にある。

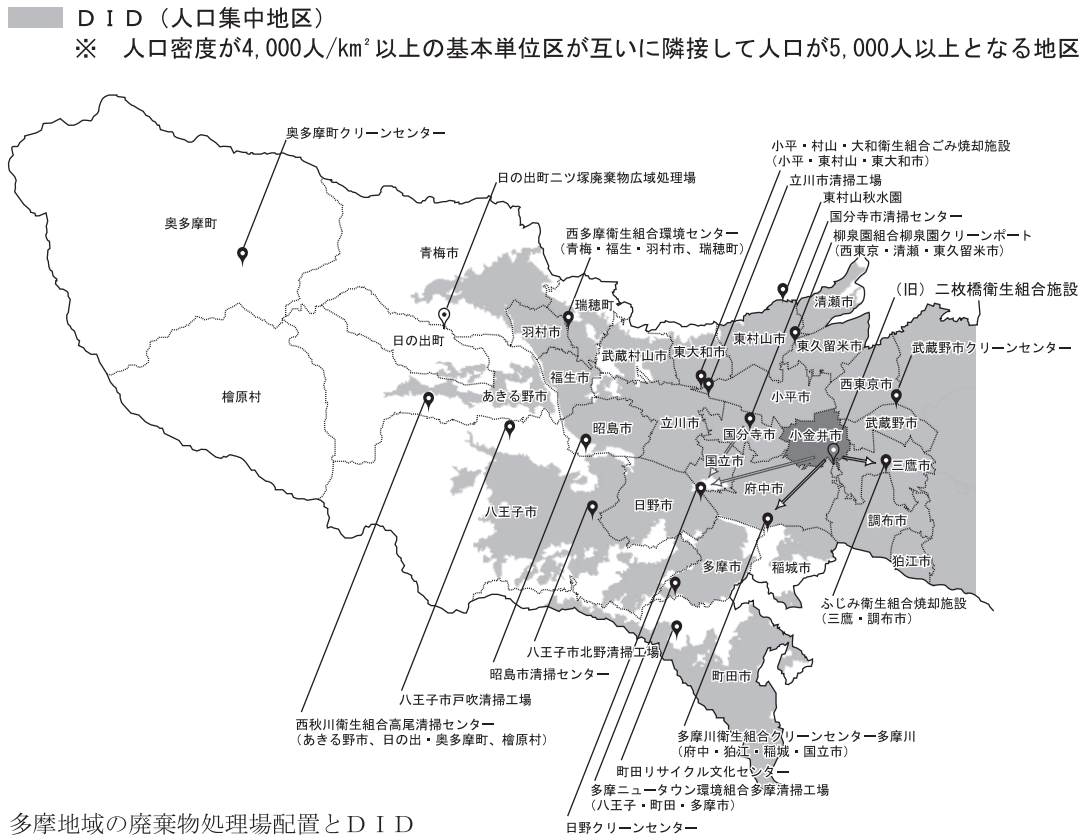
図表3 多摩地域におけるごみ処理の状況（多摩地域30市町村、2013年現在）

広域処理	19市3町1村
多摩川衛生組合	稲城市（※）、府中市、国立市、狛江市
ふじみ衛生組合	調布市（※）、三鷹市
多摩ニュータウン環境組合	多摩市（※）、八王子市、町田市
西多摩衛生組合	羽村市（※）、青梅市、福生市、瑞穂町
小平・村山・大和衛生組合	小平市（※）、武蔵村山市、東大和市
柳泉園組合	東久留米市（※）、清瀬市、西東京市
西秋川衛生組合（新施設建設中）	あきる野市（※）、日の出町、檜原村、奥多摩町
単独処理	8市
八王子市、武蔵野市、立川市、町田市、昭島市、東村山市、国分寺市、日野市	

（※）は当該一部事務組合のごみ処理施設が立地している自治体を表している。

(27) 本稿では、主に廃棄物焼却施設を中心に見ているが、廃棄物最終処分場をめぐるのは広域化がさらに進んでいる。多摩地域の場合も、多摩地域の25市1町から発生するごみの最終処分は二ツ塚最終処分場で処理を行っている。

図表4 多摩地域における廃棄物関連施設の配置図



多摩地域の廃棄物処理場配置とD I D

多摩川衛生組合も多摩市、稲城市、府中市の市境の稲城市内に立地して多摩川河川敷にも面している。小平・村山・大和衛生組合は小平市、東大和市、立川市の市境の小平市内にある。そして、西多摩衛生組合は羽村市と瑞穂町の境界であり、西秋川衛生組合はあきる野市と八王子市の市境にある。このように、多摩地域の一部事務組合の清掃工場が市境に立地していることは一目瞭然である。

一方、市が単独で清掃工場を運営している自治体では、武蔵野市の場合、清掃工場が市役所に隣接しているが練馬区との境界線にも近い。立川市の場合、小平市との市境付近に清掃工場が立地している。昭島市の清掃工場は八王子市との市境付近にある。日野市の施設は、多摩川河川敷に面した立地であるが、多摩川の向こうは府中市である。八王子市には、二つの清掃工場があるが、一つはあきる野市に近く、もう一つは日野市との市境に近い。国分寺市の清掃工場だけは隣接する市町村がない。このよう

に単独で清掃工場を運営し自区内処理を行っている市もその大半が、その立地からみると市境に立地していることが確認できる。この立地状況は、清掃関連施設の用地選定の難しさとともに、各々の自治体が辛うじて「自区内処理の原則」を実現しようとした努力を表しているとも言える。単独処理・広域処理を問わず、清掃工場が市境に多い理由としては、用途地域上、清掃工場を建てられる準工業地域、工業専用地域が市境に位置するという都市構造上の事情もあると思う。また、“下流施設⁽²⁸⁾の現況”としてこの配置図を見ることもできるかもしれない。

要するに、多摩地域は、処理体制全般をみて広域処理はすでに一般的である一方、共同処理でありながら、二枚橋衛生組合も施設の立地が3市にまたがっていて、環境・財政それぞれの負担を分任している点で「自区内処理の原則」を満たしてきた。しかし、ここで満たされた「自区内処理の原則」はあくまで焼却処理までの自区内処理にとどまっている。最終処分場については現在に至るまで日の出町で処理している。そこには東京都の手厚い補助の裏付けがある。

東京都は廃棄物処理施設の整備事業に対して補助金を拠出しているが、その対象は埋立処分場、エコセメント化施設、リサイクルセンター等、焼却処理より“下流”の最終処分に関するものが多い。この補助金によって多摩地域の最終処分場である東京たま広域資源循環組合の最終処分場は建設されたため、構成自治体である市町村の負担は相当程度軽減された⁽²⁹⁾。さらに、施設周辺に建設する還元施設については、都が直接補助を行うことはないが、一方で、市町村総合交付金⁽³⁰⁾の内、まちづくり振興割は、その対象を経常経費まで拡充しており、市町村が公共施設整備を図っていく上で、大きな役割を果たしている。

多摩地域の廃棄物焼却施設は、施設の場所と処理の枠組みの上で「自区内処理の原則」が満たされているとしても、そこへ至るまでの道のりは簡単なものではない。また、現行の枠組みが維持できなくなった場合には、立地上の「自区内処理の原則」は

(28) 廃棄物施設・し尿処理施設・下水処理施設・火葬場などの施設は人間の生活に必要なものであるにもかかわらず、「迷惑施設」と呼ばれることが多い。これらの施設を見下す人々の価値観が含まれるものと思われ、本稿では「下流施設」という用語を使うことにしている。

(29) エコセメント化施設や最終処分場については補助率は2分の1（「廃棄物処理施設整備費都補助金交付要綱」参照）で、さらに起債の発行について都の基金を利用することができる（「東京都区市町村振興基金条例」参照）。

(30) 東京都は区市町村に対する、一般財源の一部を補完するため市町村総合交付金を設けている。東京都、補助金一覧（<http://www.zaimu.metro.tokyo.jp/syukei1/zaisei/2508hojokin.pdf>）

維持が困難となる。さらに、新たな施設を建設するにあたって、住民と処理主体たる自治体との間で、真摯な議論が行われ、合意が形成されるためには相当のコストと政治的リスクが伴うものである。近年、最も顕著に「自区内処理の原則」の持つ政治的リスクが問われたのが、二枚橋衛生施設組合の解散以降の小金井市「ごみ非常事態」宣言発令にまつわる混乱であった。

(2) 小金井市の「ごみ非常事態」をめぐる行政側の動き

小金井市におけるごみ共同処理は、調布市・府中市とともに、1957年に三つの地域にまたがる二枚橋衛生組合を結成したことまで遡る。また、二枚橋衛生組合は、1967年と1972年⁽³¹⁾に焼却炉を次々増設し、増加傾向にあった3市の可燃ごみを処理してきた。以下では、まず問題の所在を把握するために、2006年に「ごみ非常事態宣言」を発令するまで深刻化していった廃棄物処理施設立地問題をめぐる動向を、小金井市

図表5 二枚橋衛生組合の所在地



(31) 1972年に完成した二枚橋衛生組合の焼却炉には、総事業費が9億円かかったが、その内1億7,500万円は東京都補助金によるものであった。東京都における廃棄物関連の補助金制度は1966年度から始まった。補助の原則は、都内の市町村または一部事務組合における廃棄物処理施設整備事業費（ただし、用地費、賠償費、事務費を除く）の4分の1、電気集塵器設置事業費の2分の1、粗大ごみ処理施設の4分の1である。東京都は、1970年から都内の市町村がごみ及びし尿の取扱い手数料を免除した場合、一定の補助金を交付していた。このように、東京都は焼却炉建設の規制官庁であると同時に、補助金によって焼却炉建設を支えている。寄本、前掲書（1974年、108頁）

行政当局の動きを中心に概括する。

① 二枚橋衛生組合の設立と閉鎖

二枚橋衛生組合は、廃棄物焼却炉の平均寿命が約25年と言われる中、1984年に二枚橋焼却場の建て替え計画を検討したが、周辺住民による建て替え案反対運動に直面した。二枚橋衛生組合の焼却施設は、北側が14mから20mほどの段丘に立地していることから、気象状況によっては近隣より悪臭の苦情が出されることがあり、昭和50年代より悪臭問題で近隣住民との間でトラブルを起こしていた。このことから、組合側は、二枚橋焼却場の建て替え計画をめぐって住民説得のため100m以上の煙突が必要であると考えていた⁽³²⁾。

しかし、100mの煙突では近隣にある調布飛行場の航路にかかるという問題が生じたため、二枚橋用地での建て替えには東京都からの反対にあうことになってしまった。そこで、組合管理者は、東京都側に代替案を示してほしいと求めたところ、東京都から二枚橋焼却場の等積交換による都立野川公園移転案が出された（1989年）⁽³³⁾。だが、東京都の代替案は、野川公園と近接している三鷹市の近隣住民、国際基督教大学、そして国立天文台の激しい反発で頓挫した。

このように、各案がそれぞれに利害関係者の反対にあう中で、小金井市議会は1985年に、3市のごみの増大分について、二枚橋焼却場とは別の「第二工場」で処理するという決議を全会一致で可決した。小金井市議会の決議は突然のもので、二枚橋衛生組合をともに構成する調布市・府中市の反発を買うこととなり、3市の二枚橋焼却場を拠点とする「自区内処理の原則」体制に亀裂が生じるきっかけとなった。組合は1992年から4年間をかけて施設の延命のための工事を行い、ごみ処理を続けたが、小金井市においては「第二工場」のための建設予定地が決まらない状況が続いていた。結局2004年11月に、3市は当組合を解散して、各々二枚橋焼却場以外でごみ処理を行うことを決定した。その後、2007年3月末に焼却炉を停止し、建物の解体を行った後、2010年3月に組合も解散した。

(32) 二枚橋衛生組合側が策定した「施設近代化基本計画」によると、施設規模550 t/日～600 t/日、煙突地上高100m、工事費12億円、計画年次を昭和59年～昭和66年まで、としている。

(33) 清掃工場の建て替え、二枚橋焼却場の代替地として都立野川公園内案（東京都提案）へ至った経緯については、小金井市「ごみ処理施設建設等調査特別委員会」（2007年8月6日）における市当局の説明を参照した。

② 小金井市、国分寺市を巻き込む

小金井市行政当局はごみ問題を解決するためどのように動いたのであろうか。主な動きとして、稲葉市長は、2004年5月に東京都の仲介によって国分寺市に次のような内容でごみの共同処理を申し入れている⁽³⁴⁾。

- (ア) 二枚橋衛生組合を解散した場合、小金井市が単独で焼却場を建設することは、国の広域化計画に適合しないうえ、経済性、効率性からみても困難である。
- (イ) そこで、国分寺市と可燃ごみの共同処理をお願いしたい。具体的には次の通りである。
- ① 二枚橋焼却場で処理を中止した後は、小金井市の可燃ごみを国分寺市の焼却場の稼働期限とされる平成28年ごろまで、国分寺市の焼却場で共同処理をお願いしたい。
 - ② おおむね平成26年度から28年度までの間に新焼却場を建設し、共同処理をしたい。
 - ③ 新焼却場の建設場所については、二枚橋焼却場の跡地を含め小金井市が責任をもって確保する。なお、二枚橋焼却場の跡地問題については、今後二枚橋衛生組合構成3市で協議する。
- (ウ) 新焼却場は20年以上は使用できると思われる。その後は、その時点のごみ処理の実態等を考えて、両市が協議のうえ、最善の方法をとればよいと思う。
- (エ) 国分寺市の焼却場で共同処理をすることについては、小金井市は、①小金井市がごみを搬入することにより新たに必要となる施設改善費、②管理運営費、③共同処理期間中に必要となった炉等の修繕、改修費、④焼却炉の解体費用について、応分の負担をする用意がある。
- (オ) 小金井市と国分寺市が可燃ごみの共同処理をするため、一部事務組合を設立したい。
- (カ) 小金井市と国分寺市が可燃ごみを共同処理することについては、東京都と協議し、理解が得られている。

(34) 小金井市環境ごみ対策課ごみ処理施設担当「新焼却施設の建設候補地について 市民説明会資料」(2007年、5頁)

国分寺市への共同処理の申し入れには、「単独で焼却場を建設することは、国の広域化計画に適合しないうえ、経済性、効率性からみても困難である」と述べられていて、小金井市行政当局は最初からごみ処理の方法の中から市単独のごみ処理という選択を外していたことが明らかである⁽³⁵⁾。小金井市は、市単独処理の代わりに、東京都から共同処理の相手として国分寺市を紹介してもらい、小金井市内に新焼却施設の用地を確保することを前提に、新焼却施設建設までの間、国分寺市の焼却場で小金井市のごみの処理を行う（そのための応分の費用を小金井市が負担する）というシナリオで共同処理を申し入れることとした⁽³⁶⁾。

共同処理の申し入れ後、小金井市と国分寺市は可燃ごみの広域支援等について、2006年8月（覚書その1）、2007年1月（覚書その2）、2008年8月（覚書その3）、と3度にわたって覚書を締結している。特に、覚書（その3）では広域支援の継続の条件として、「平成21年2月までに、市民及び関係自治体の理解を得て新焼却施設の建設を決定するとともに、当該決定を国分寺市に提示し協議する」ことを挙げている。これで、小金井市は2009年2月までに建設候補地を決めなければならなくなった。

ところで、「多摩地域ごみ実態調査」（平成16年度統計）によると、小金井市の可燃ごみ処理量（年間）が20,358 t、国分寺市のものは23,856 tで、合計44,214 tが発生している。一方、国分寺市清掃センターの処理能力を見ると、可燃ごみの場合、1日で140 tを燃やせる能力（70 t、2基）を持っているが、2004年の処理量は24,709 tとなっている⁽³⁷⁾。正常に運営すれば、国分寺市清掃センターは、小金井市のごみの全量どころか、3分の1または4分の1しか受け入れられなかったのである。さらに国分寺市清掃センターは稼働から25年以上経過していて、フル稼働が現実的に難しい状況であった。仮に、国分寺市清掃センターを280日（法規制に

(35) 環境省が毎年発表している「一般廃棄物処理実態調査結果」（施設整備状況統計一覧表、平成16年度）からすると、当時、焼却施設は1,374であり、一部事務組合が512、広域連合が38、残りの824施設は市町村の単独処理によるものであった。市町村の単独処理が半数以上を示している中、最初から選択肢から外したことに小金井市のごみ行政の問題点がよく表れているのかもしれない。

(36) しかし、小金井市行政当局が、上記のような内容の国分寺市への共同処理の申し入れの経緯等を公にしたのは1年後である2005年2月の市議会における説明であった。小金井市議会「平成18年度建設環境委員会」（2月17日）

(37) 環境省ホームページ「一般廃棄物処理実態調査結果」（平成16年度）（http://www.env.go.jp/ecycle/waste_tech/ippan/stats.html）

よる年間実働稼働日数)フル稼働したとしても、年間処理可能量は39,200 tで、国分寺市には両市の可燃ごみ44,214 tを全量処理する能力はなかった。両市におけるごみ共同処理に関する初期段階の協議では、国分寺市清掃センターの容量実態に関する説明はもちろん容量オーバー分に関する議論を行った形跡は見当たらない⁽³⁸⁾。稲葉市長はこのことが議会の追及により発覚したことで、ついに「ごみ非常事態」宣言を発令するに至った。

③ 二枚橋衛生組合の解散をめぐる構成団体の動向 — 調布市、府中市の場合

一方、小金井市とともに二枚橋衛生組合を構成していた調布市と府中市は、二枚橋衛生組合の解体をめぐる廃棄物政策をどのように進めていったのかについて見てみよう。

まず、調布市は、1985年の小金井市の決議以降、二枚橋における施設の増強は不可能と判断し、二枚橋以外での処理を模索しはじめ、1999年8月に三鷹市と共同で「新ごみ処理施設整備に関する覚書」を締結した。その後、調布市は三鷹市との話し合いを重ね、2002年に両市は共同処理に基本合意をすることになると同時に市民アンケートも実施している。建設候補地については住民反対にあって選定に苦慮したが、最初の計画を白紙化して6ヵ所の候補地から再び検討作業をやり直した結果、当初の場所に選定し直している。2007年の二枚橋衛生組合の焼却炉停止後は、「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定」(以下、広域支援協定)によって、2007年4月から2012年11月まで三鷹市環境センターと多摩ニュータウン環境組合でごみ処理を行っていた。現在、調布市は三鷹市とふじみ衛生組合を設立して、2012年12月から調布市内の新焼却施設で廃棄物を共同処理している。

次に、府中市は、二枚橋衛生組合の行方が混迷する中、人口増加に伴ってごみ量も増加の一方であり、増加分の措置先を探す必要に迫られていた。そこで府中市は1992年から多摩川衛生組合で同市の1日廃棄物排出量の約半分当たる100 tの処理を行うべく、1993年に同組合へ正式加入した⁽³⁹⁾。多摩川衛生組合は1997年からクリーンセンター多摩川を稼働させた。こうして府中市は、甲州街道以北は二枚橋

(38) 小金井市の可燃ごみを国分寺市の施設で全量処理することが不可能であるという事実が認識されたのは両市が「覚書」(その1)を締結した後である。その事実が発覚して、小金井市は「ごみ非常事態」宣言を行ったのである。

(39) 1993年の多摩ニュータウン環境組合結成に伴い、多摩市が脱退したのと入れかわる形で府中市が多摩川衛生組合に加入した。

衛生組合、以南はクリーンセンター多摩川で、ごみを分散して処理することとした。その結果、従来二枚橋衛生組合に搬入される可燃ごみ全体の40%以上を占めていた府中市のごみは、徐々にその量を減らしていき、同組合の閉鎖間際である2006年には全体搬入量の27%まで減少していた⁽⁴⁰⁾。現在、府中市は、稲城市・狛江市・国立市とともに多摩川衛生組合で可燃ごみを焼却している。府中市の場合、後発加入であることと、稲城市内に処理施設が所在していることなどの事情から、加入にあたって36億円という組合加入金を払ったとされる⁽⁴¹⁾。

二枚橋衛生組合の構成団体であった調布市・府中市が次々と新たに共同処理先を見つかる一方で、小金井市行政当局は国分寺市との共同処理の申し入れまで漕ぎつけた。先述したように、清掃事業は行政・議会、そして住民による共同作業で成り立っていて、特に日ごろの住民の協力なしには成り立たない。ところが小金井市はごみ問題の解決における住民参加という命題を看過していた。このことが今日に至るまで「非常事態」を長びかせる主因となっている。

(3) 小金井市のごみ処理施設建設問題をめぐる住民、そして議会の動き

候補地が決まらない中、住民参加や議会の役割に関する疑問の声が高まり、批判と不満の声は行政をはじめ議会への陳情へとつながっていた。小金井市当局は秘密行政による機能マヒという窮地に追い込まれ、ついに住民の要望に応える形で審議会を設置するに至っている⁽⁴²⁾。

一方で、審議会や懇談会に対しては、住民参加の受け皿になることでは執行機関の

(40) 小金井市環境部「二枚橋衛生組合史」(2011年)

(41) 東京新聞(2011年12月16日)

(42) 東京「ごみ戦争」をはじめとする様々な住民運動の教訓として、現在、廃棄物関連政策を形成していく過程で住民参加は欠かせないものとして認識され、アンケート調査、公聴会、説明会、審議会や懇談会、ワークショップ、パブリックコメントなど、幅広く住民の意思を反映するための多様な住民参加手法が用いられるようになっている。中でも多くの自治体が廃棄物政策形成過程で審議会や委員会を設置している。2008年2月に実施した「廃棄物をめぐる自治体と地域住民団体・市民団体との関係に関するアンケート調査」(調査対象：全国の市及び特別区の806自治体)によると、62%の自治体が審議会や懇談会を設置していて、住民がメンバーになっていると答えている自治体は94%に至る。特に、審議会や懇談会の設置は、特別区92%、50万人以上の市76%、30～50万人の市81%、と人口規模が大きい自治体で比較的によく見られている。一方で、人口規模が小さい自治体の審議会・委員会の設置率は、5～30万人の市63%、5万人以下の市50%であった。拙稿「廃棄物問題から考える合併・参加・住民組織の論点」(『環境自治体白書2008年版』)

優位性をさらに補強し、結果として立法機関の地盤沈下をもたらすなどの本質的な批判もありうる。この点を解明するためには、小金井市のように新焼却施設の候補地が稲葉市長を中心とする行政主導で議論される中、審議会のような住民参加方式がどのような役割を果たしたのかを見る必要がある。また、行政のチェック機関としての議会はどのような役割を果たしたのかを探ることも、今後の廃棄物政策過程はもちろん地方自治の現況を明らかにするために必要な作業である。実際、小金井市のごみ問題は、1985年の議会による「第二工場」の建設という決議をしたまま、その責任を総括してこなかったことにも大きな原因がある。自市の住民はもちろん多摩地域の他市の住民らからの陳情は、小金井市議会における特別委員会の設立を促し、議会にもごみ問題への責任を負わせることになったのである。

審議会に関する賛否両論を念頭に置きながら住民参加による「新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」、そして小金井市議会における特別委員会の動きを見ることで、一連の小金井市のごみ問題をめぐって住民と議会の役割が果たされていたのかを確認し、その課題について考察することにしてしよう。

① 新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会⁽⁴³⁾

小金井市は、2006年11月に庁内に「小金井市焼却施設問題等検討委員会」（以下、庁内検討委員会）を設置し、2007年1月に議論をまとめ、ジャノメミシン工場跡地と二枚橋焼却場跡地の2ヵ所を新焼却施設の建設候補地とし、国分寺市に提示している。新たに建設候補地として挙げられたジャノメミシンの工場跡地は、小金井市が1992年に市役所用地として購入し、10年かけて新庁舎を建設する計画で、借入金の返済や周辺道路の整備を行ってきた用地であった。しかし、市財政が厳しさを増す中、2000年には庁舎建設の方針を変えジャノメミシンの工場跡地を売却して、他の場所に新しい庁舎を建設することに計画を変更していた。ジャノメミシン工場跡地の用途変更に関する住民説明は行われておらず、焼却場建設予定地としてジャノメミシンの工場跡地が挙げられたことに近隣住民は戸惑いを隠せなかった。さらにジャノメミシン工場跡地は駅周辺で住宅はもちろん商業施設も密接している市街地であるため、焼却施設の建設が容易でない用地であった。

行政による独断や住民参加不在に関する批判の声が増す中、小金井市行政側は

(43) 新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会の議論内容については、小金井市のホームページに載せられている議事録・報告書を参照した (<http://www.city.koganei.lg.jp/>)。

2007年6月に市長の諮問機関として「新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」（以下、市民検討委員会）を設置するに至る。諮問内容は、新焼却施設の建設候補地（ジャンメシン工場跡地及び二枚橋焼却場跡地）の内から建設場所を選定する、またそのほかに適している建設候補地があれば併せて検討する、という2点であった。この諮問内容は庁内検討委員会の結論、すなわちジャンメシン工場跡地または二枚橋焼却場跡地のどちらかを最終的な建設候補地として選び、さらに市民参加による結論であるというお墨付きがほしい行政側の狙いが透けて見えるものであった。

行政側の諮問事項に対し、市民検討委員会は諮問内容が不明確な点を指摘し、焼却以外の処理方法を前提に場所の選定を行った場合や、市から提示された2ヵ所の場所以外を選定した場合でも答申が尊重されることを要求した。これについては市側も市民検討委員会の要請を受け入れている⁽⁴⁴⁾。委員の数は総勢27名（学識経験者4名、団体推薦9名、一般公募で選ばれた人が14名）で、2007年6月から2008年8月まで36回の委員会を開いていた。市長もほぼ毎回参加したこの市民検討委員会は原則公開し、傍聴者は計973人で、1回当たり平均27人が傍聴していることから住民の関心の高さがうかがえる⁽⁴⁵⁾。以下、どのような内容を中心に議論したのかを見てみよう。

1) ごみ処理量

市民検討委員会の議論は、①ごみ量、施設規模の検討、②必要面積の検討、③（条件を満たす）市内の公有地・民有地のリストアップ、④候補地の絞り込み、⑤アンケートの実施、⑥アンケート結果に基づく最終的な選定作業、という順に行われた。

まず、ごみ処理量を算定する作業は焼却施設の規模の設定にもつながるためとても重要である。図表6は、庁内検討委員会と市民検討委員会の各々の算定基準を表しているが、両者の間では大きな開きがある。庁内検討委員会は、小金井市と国分寺市の可燃ごみ想定量を40,781～44,581 t/年（小金井市18,241～20,646 t/年、国分寺市22,539～23,935 t/年）としている。この数値は平成8～17年度

(44) 実際、庁内検討委員会における議論は検証の不十分さが目立っていて、しかも議論した期間が3ヵ月にも満たなかった。市民検討委員会（第3回資料、2007年6月30日）

(45) 原則公開であったが非公開での開催は、個人のプライバシー及び法人その他の団体の保護すべき秘密を侵害することとなる場合のみとし、委員長が発議し、委員会で決定することになっていた。市民検討委員会（第1回資料3、2007年6月10日）

図表6 ごみ処理量の比較表

	市民検討委員会		庁内検討委員会	
	小金井市分	国分寺市分	小金井市分	国分寺市分
使用したデータ等	平成9年度～平成18年度の実績値	ごみ減量化、資源化行動計画（平成19年7月）	平成8年度～平成17年度の実績値	
減量化施策による効果	枝木の資源化、古紙の分別徹底、生ごみ（肥料化、乾燥後処理、その他資源化）	国分寺市のごみ減量化・資源化行動実施計画を参考に、小金井市で試算	特に見込まず	
可燃ごみ想定量（t/年）	15,000 t	17,787～21,767 t	18,241～20,646 t	22,539～23,935 t
	33,000～37,000 t		40,781～44,581 t	

出所 市民検討委員会「報告書～答申の理由及び審議の経過～」(2008年8月24日)

の実績値を使用した想定量であった。一方、市民検討委員会は、2006年から小金井市が実施しているごみ有料化の効果、一般廃棄物処理計画で実施予定としている施策（枝木の資源化、古紙の分別の徹底、生ごみの肥料化）の効果、等を勘案した新たな想定量を示している。また、国分寺市のごみ処理想定量についても、国分寺市の「ごみ減量化・資源化行動計画」（2007年7月策定）に基づいて数値を算定している。

二つの委員会のごみ処理量における開きは、以上のような算定の基準が異なっていたため生じている。市長の「ごみ非常事態宣言」下、有料化を実施するなど、ごみ減量のための様々な施策を策定してきた行政当局が、その施策によるごみ減量効果を勘案せずにごみ量を算定しているのである。小金井市行政当局が様々なごみ関連計画を立てていても、これでは目標達成のために努力する意思が本当にあるのか、疑わざるを得ない。

2) 処理施設の規模

庁内検討委員会及び「新焼却施設建設計画に係る小金井市・国分寺市の現時点での考え方」⁽⁴⁶⁾といった行政側の資料は、新焼却施設の建設に敷地面積について

(46) 「新焼却施設建設計画に係る小金井市・国分寺市の現時点での考え方」とは、市民検討委員会での建設場所を選定する際に議論の参考資料として、現時点での小金井市・国分寺市の考え方を小金井市当局が整理したものである。市民検討委員会（第1回資料、2007年6月10日）

(ごみ処理量200 t/日を前提に) 10,000m²が必要であるとした。一方、市民検討委員会はごみ処理量の減量化に基づき、その処理施設の規模についても小規模化を念頭に議論を進めている。

特に、処理方法について、行政側は廃棄物処理施設の建設について焼却処理を前提としていた。これに対し、市民検討委員会は、廃棄物処理施設を焼却施設と非焼却施設とに分け、規模についても焼却施設の場合は8,000m²以上、非焼却施設の場合は6,000m²以上の面積が必要であるとしている。また、市民検討委員会は減量のための施策と市民の減量努力等によって1日平均50 tは減らせると考え、1日のごみ処理量150 tとして算定している。しかも、このごみ処理量150 t/日は、新焼却施設において平均1日当たり118~132 tを処理するが、今後小金井市が他市のごみの広域支援を行う場合の余裕分として20~30 tを上乗せした数値である。

もちろん、処理方式を含む施設に関する詳細事項については、国分寺市との共同の委員会で決定されるものになっていたが、市民検討委員会のごみの減量化に基づく指摘がなければ、処理施設の規模を縮小するという考え方は行政側では生まれてこなかったであろう。

3) 候補地の選定過程

候補地の選定過程は、抽出・除外条件等の整理、検討対象土地の絞り込み、候補地の比較評価、委員によるアンケートの実施、最終的な候補地の選定の順で進めている。まず、面積条件(5,000m²以上)を満たす市内の公有地(45カ所)、民有地(65カ所)をリストアップして、第23回(2008年3月23日)までに候補地を5カ所まで絞り込んだ。しかし、候補地の内、民有地(1カ所)については土地所有者から他の計画があるという理由で断られ、公有地4カ所(都立小金井公園、都立武蔵野公園区域、ジャノメミシン工場跡地、二枚橋焼却場跡地)を比較評価することとなった⁽⁴⁷⁾。

この候補地4カ所も各々問題点を含んでいた。都立小金井公園、都立武蔵野公

(47) 市民検討委員会が新焼却施設建設候補地の第一次選定検討対象候補地として挙げたのは14カ所であったが、その内6カ所が公園または公園予定地で法制度上実現可能性が低かった(「都市公園法」第16条)。その他の地域もすでに事業計画がある、土地所有者が譲渡する意思がない、などの理由で断られた。候補地を4カ所に絞った段階で、新たに都立武蔵野公園区域から2名の委員を追加している。その上で、ジャノメミシン工場跡地、二枚橋焼却場跡地の2カ所を最終的な建設候補地として選んでいる。

園の2ヵ所は所有地であり、二枚橋焼却場跡地は小金井市の権利分として3分の1程度しかなく、そしてジャノメシン工場跡地は市街地であった。特に、所有地については、東京都の意思はもちろん、都市計画と都市公園法という大きな壁があった。小金井市は2008年6月1日に発行した「市報こがねい」に新焼却施設建設候補地として都立小金井公園及び都立武蔵野公園区域を挙げていた。しかし、東京都は、ごみ焼却施設は都市公園法に定める公園施設ではないため公園内に設置できない、都立公園を廃止する考えはない、という内容を小金井市に回答した（東京都建設局公園緑地部長、20建公計第38号、平成20年6月2日）⁽⁴⁸⁾。都立公園における焼却施設の建設という選択はこの時点でなくなったと言えよう。

小金井市のごみ処理施設建設において最も重要な課題は取得可能な候補地を確保することであった。取得可能性を図表7に関連して考えると、特に二枚橋焼却場跡地については、調布市・府中市に譲渡意思があるのかどうかにかかっている。市民検討委員会では、この点に注意し、調布市・府中市への交渉状況に関する情報提供を市側に求めている⁽⁴⁹⁾。この要望に対し、市長と行政当局は二枚橋焼却場跡地について調布市・府中市と交渉の余地があるとしながらも、交渉に関する重要な事項が含まれているためその内容を報告することはできない、と情報提供を拒み続けた⁽⁵⁰⁾。しかも図表7のように建設場所候補の評価に関するアンケートでは、取得交渉相手（取得の可能性）を1.7と低い重要度を付けている⁽⁵¹⁾。取

(48) これに対して、稲葉市長は「委員会での議論の結果を踏まえ、今後、都との交渉を行っていくことはやぶさかではない。再度、局長なり、副知事にお会いするということになれば、非常に厳しいが交渉していきたい」と回答していた。しかし、稲葉市長はその後東京都建設局長に会って話してみたが、説得不可能であった、と市民検討委員会に報告している。市民検討委員会（第29回2008年6月8日、第30回6月15日）

(49) 市民検討委員会（第25～31回）

(50) 調布市議会は、すでに2007年3月に「小金井市が二枚橋跡地に焼却場を建設することは到底容認できず、信義に反する」と決議を行っていた。また、調布市の市議会は市長に対しても明確な反対意思を示さなかった責任を問うた。その後も定例会において「（小金井市の）焼却施設はもちろん、関連施設や附帯施設も認めない」と市議会としての意見をまとめ、焼却施設関連の小金井市の要望に一切応えないことを明らかにしている。そして、調布市当局側も、2008年8月に、「調布市域に、2箇所の焼却場は必要ない」「二枚橋の調布市の配分区域（3分の1）には、焼却場の建設は認められない」と表明していて、取得の可能性は低かった。

(51) 各候補地の比較評価情報については、委員会で確認した比較評価表の評価尺度の考え方を踏まえ、市及びコンサルタントを中心に作成されたものである。市民検討委員会（第31回2008年6月22日）

図表7 建設場所候補地評価に関するアンケート（単純平均）

No.	評価項目	重要度①	小金井公園						武蔵野公園区域						ジャノメミシン工場跡地		二枚橋焼却場跡地		
			北東		北西		南西		武蔵野公園（試験場北隣接地）		府中運転免許試験場（武蔵野公園沿い）		府中運転免許試験場（東八道路沿い）		評価②	得点①×②	評価②	得点①×②	
			評価②	得点①×②	評価②	得点①×②	評価②	得点①×②	評価②	得点①×②	評価②	得点①×②	評価②	得点①×②					
1	用地としての条件	土地利用の現況	2.1	1.3	2.7	1.2	2.5	1.2	2.6	1.2	2.6	1	2.1	1.1	2.2	1.5	3.2	2.6	5.5
2		取得交渉相手（取得の可能性）	1.7	0.8	1.3	0.8	1.3	0.8	1.3	0.7	1.3	0.7	1.2	0.7	1.1	1.9	3.3	1.3	2.2
3		敷地面積（概算・㎡）	1.2	1.7	2	1.7	2	1.7	2	1.7	2	1.7	2	1.7	2	1.7	2	1.3	1.5
4		土地の形状・地質等	1.6	2.6	4.2	2.6	4.2	2.6	4.2	2.6	4.2	2.6	4.2	2.5	4.1	1.8	2.9	2	3.3
5		接道又は専用道路	2.4	1.2	3	2.4	5.8	2.3	5.6	1.2	2.9	1.2	3	2.7	6.6	1.8	4.3	2.7	6.6
6	法令等	土地利用規制関連等	1.8	1.4	2.5	1.4	2.5	1.4	2.5	1.4	2.4	1.4	2.5	1.4	2.5	1.5	2.8	2.6	4.7
7		建築上の規制条件等（航空法に基づく規制の有無）	1.8	2.7	4.9	2.7	4.9	2.7	4.9	2.7	4.9	2.7	4.8	2.7	4.9	1.7	3.1	1.1	2
8	環境面	自然環境埋蔵文化財	1.7	1.9	3.2	1.7	3	1.9	3.3	1.4	2.3	1.7	2.9	2.1	3.6	2.4	4.1	2.7	4.6
9		住宅等の密集度	2.5	2.2	5.5	2.1	5.4	2	5.2	1.9	4.8	2	5.1	2.5	6.4	0.6	1.5	2.3	5.8
10		周辺施設からの距離	2.1	2.3	4.8	2.5	5.3	1.5	3.3	1.5	3.2	1.5	3.3	2	4.2	0.8	1.8	1.9	4
11		搬入道路の交通事情	2.5	1.6	4.1	1.7	4.4	1.7	4.3	2.5	6.3	2.4	6.1	2.7	6.8	1.3	3.3	2.7	6.9
12	その他	経済コスト	2	2	3.9	2.2	4.3	2.1	4.1	2	3.9	2	3.9	2	3.9	1	2	2.6	5
13		他市との距離	1.5	1.4	2	1.5	2.1	1.5	2.2	1.7	2.4	1.7	2.4	1.7	2.4	2.6	3.8	1.2	1.7
14		国分寺市との距離	1.1	1.4	1.5	1.9	2	1.9	2	1.8	1.9	1.8	1.9	1.8	1.9	1.7	1.8	1.5	1.6
15		負担の公平性	2.3	2.7	6.2	2.7	6.2	2.7	6.2	2.4	5.3	2.4	5.4	2.4	5.5	2	4.6	0.8	1.8
16	その他	1.7	2	3.3	1.9	3.3	1.3	2.2	2	3.5	2	3.4	1.1	1.8	1.4	2.4	2.3	3.9	
総計		30	29	55	31	59	29	56	29	54	29	54	31	60	26	47	32	61	
順位		5		3		4		7		6		2		8		1			

出所 小金井市環境部ごみ処理施設担当「新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会答申について（市民説明会資料）」（平成20年）

得の可能性はとても重要な要素であるにもかかわらず、アンケートではその重要度が低く設定され、このことが二枚橋焼却場跡地に対して相対的に有利に働いた。

市民検討委員会は、候補地の内3カ所（都立公園2カ所、二枚橋焼却場跡地）の候補地取得の実現可能性の問題がペンディングのまま議論を続け最終的候補地を選ばざるを得なくなったのである。そして、委員23名中賛成17名、反対6名で二枚橋焼却場跡地を新焼却施設検討場所として選定するに至った（欠席委員3名、正副委員長3名は採決不参加）。反対した委員からは、評価方法、少数である二枚橋焼却場跡地周辺住民の意見反映、他市の土地をめぐる議論、焼却処理中心の候補地選定、など様々な問題があったと指摘されている。

以上のことから、市民検討委員会は、行政側（庁内検討委員会）の結論（ジャノメシン工場跡地、二枚橋焼却場跡地）に囚われることなく幅広く公正で綿密な討議を行おうとしたと見ることができる。しかし、行政側は、市民検討委員会に対し国分寺市への候補地提示を理由として早急な結論を出すように追いつめ⁽⁵²⁾、さらに判断材料を出し渋ったため、成熟した議論を妨げていた。中でも、稲葉市長は二枚橋焼却場跡地への意欲を市民検討委員会にアピールし続け、しかも協議中ということで二枚橋焼却場跡地の取得可能性に関する情報提供も怠っていてその責任は重い。住民参加による結論という首長の狙いを乗り越え、真の住民参加の受け皿として審議会・懇談会を自治体に植え付けるためには、条例等を通じて意思決定過程における情報提供等をめぐる民主的な手続きを確保しておくことが必要である。首長の都合によって上記のような住民参加の受け皿が使われることを防ぐためにも、議会が審議会・委員会等の議論過程をめぐる民主的な手続きを盛り込んだ条例を考案していくべきであろう。

② 小金井市議会における「ごみ処理施設建設等調査特別委員会」の動き

小金井市のごみ問題は首長の影響力の巨大化と権力集中を危惧する声をそのまま実現化した事例であると言える。日本の自治体には二元代表制が導入され、議会には首長を中心とする行政をチェックする機能、政策を提言する機能を持たせているのも、このような事態を防ぐためであろう。しかし、小金井市のごみ問題の場合、この問題の引き金を議会自身が引いたこともあり、行政側だけの失態ではないというところに問題の深刻さが潜んでいる⁽⁵³⁾。

議会における行政チェックと政策提言の機能について評価するためには、1985年の決議後、小金井市が新しいごみ処理施設の候補地をめぐってどのような議論を行ってきたのかを探る必要がある。小金井市議会がごみ処理施設建設をめぐり本格

(52) 時折、行政側は国分寺市との覚書、広域支援継続などを理由に挙げ、市民検討委員会に対し早く候補地を選定するように催促していた。市民検討委員会（第9、10、14、17回等）

(53) 1985年、小金井市議会は、市議会選挙を直前にして、二枚橋は現行維持して3市（調布市・府中市・小金井市）のごみ増大分について各市が別の場所に各々新たに焼却施設（第二工場）を建設して自区内処理を実現すべきであるという内容の決議を全会一致で可決している。ちなみに、稲葉市長はこのときの選挙で市議会に初当選し、その政治人生を歩み始めることとなった。1982年7月に、二枚橋衛生組合の議会に「施設近代化特別委員会」が設置されていた。組合管理当局側が策定した施設近代化基本計画について、調布市・府中市の議会はその内容を了承していた（1984年4月）。しかし、小金井市の決議がきっかけで調布市・府中市の不信感を買うことになり、その結果、二枚橋衛生組合の解散につながっている。

的な議論を始めたのは2007年、「ごみ処理施設建設等調査特別委員会」（以下、特別委員会）を設置してからである⁽⁵⁴⁾。以下、この特別委員会の議論内容を中心に、小金井市議会の行政チェックと政策提言の機能の実態を見てみよう。

1) 新処理施設建設について

特別委員会では、ごみ問題の解決に関する新処理施設建設、そして新処理施設の建設までの広域支援の確保のための行政当局の対応を中心とする議論が行われている。

まず、新処理施設建設について見ると、2007年の特別委員会においては、庁内検討委員会がジャノメシン工場跡地を候補地の一つにしたことから周辺住民からの陳情が殺到し議論もジャノメシン工場跡地に関するものに集中している。議員からは、ジャノメシン工場跡地は庁舎建設用に取得したものでごみ処理施設に転用することは基金の違法支出にあたるのではないかと、という指摘があった。また、庁内検討委員会における新処理施設建設の候補地の選定基準に、交通や周辺の教育施設等の除外が要件として含まれていなかったことが指摘された。さらに、特別委員会は庁内検討委員会の結論についても住民参加手続きを経ていない庁内文書でありしかもその内容にも問題があることを指摘し、行政当局の問題解決能力の無さを浮き彫りにした。しかし、市民検討委員会でジャノメシン工場跡地が候補地から外されてからは、議会でのジャノメシン工場跡地に関する議論も後退してしまった。そして、都立公園については都側が売却の意思も都市計画の変更意思もないため議論の中心にならなかった。

その結果、特別委員会の議論は二枚橋焼却場跡地の取得に焦点が当てられることになった。特別委員会と行政側の主なやり取りは、調布市・府中市の意向を問う議員の質問と、責任を負って交渉に臨んでいるという市側の答弁が中心になっている。議員の中から市長の責任を問う声も出たが、市長は市民検討委員会の答申（二枚橋焼却場跡地）を尊重して問題解決したいと答え責任回避に終始している。このことから、市民検討委員会の答申が市長に都合よく使われたことは否定

(54) 1985年の決議後、小金井市議会でごみ処理施設建設をめぐる議論は行われてきたが、反対運動や陳情についての議論に時間を費やして、ごみ処理施設建設をめぐる本格的な議論は2007年の特別委員会以降になる。この議会における特別委員会の設置は住民の陳情が多く寄せられたことがきっかけであった。2006年3月から2007年6月までの新焼却施設建設等に関わる陳情は48件で、40件が不採択で採択は3件のみであった（残りの5件は審査中）。市民検討委員会、第5回資料「新焼却施設建設等に関わる審議結果一覧」（2007年7月22日）

できず、二枚橋焼却場跡地への執着を市民検討委員会の答申の尊重としてすりかえる場面が目立っていた。一方、2008年になってから、議会は、新焼却施設に関する1985年の決議についてようやく反省の弁を述べ、自らの責任を認めている⁽⁵⁵⁾。

特に、特別委員会の新処理施設建設をめぐる議論によって明らかになったことは、二枚橋焼却場跡地以外にも選択肢があったということである。すなわち、貫井北町公務員宿舎と大和自動車教習所の売却の話があったにもかかわらず、そのことに関する議会報告はなかったことが問題となった。この2カ所は新処理施設の建設候補地としての十分な面積があり、市当局の対応によっては買収も可能であった。しかし、行政側の対応が遅れたため、あるいは意図的にこれを見逃してしまったことが特別委員会での質問によって明らかになったのである。この指摘に対しても、市当局は、財政難⁽⁵⁶⁾と時間的な制限のため、売却に名のり出るのが難しかったと説明している。

一方で、特別委員会は、二枚橋焼却場跡地を候補地として非焼却方式を導入しようとする佐藤市長（2011年）の計画を白紙に追い込み、撤回させている。それが、2012年の市長選での稲葉市長返り咲きにもつながっている。特別委員会の議論で、他の選択肢（建設候補地）があったのにそれを見逃した行政当局の失態が明らかになったことは評価に値するが、議会自身ごみ問題解決の先頭に出ることがなかったのも事実である。特別委員会の議論は、行政をチェックする機能を果たしているが、新たな提案を試みる動きには後ろ向きで旧来の体制を維持することに止まっていたと言えよう。また、1985年の決議によって自らごみ処理場問題の引き金を引いたにもかかわらず、問題解決を行政任せにしてきたことは批判されるべき点である。

(55) 小金井市議会は、2008年9月9日の本会議で、「新ごみ処理施設に関し、過去の反省と建設に向けての決議」を賛成多数で可決した。決議は「二枚橋の施設更新を巡る混乱の原因は昭和60年当時、小金井市議会在が二枚橋衛生組合を構成する調布市や府中市に配慮せず、一方的に決議を可決したことや、その後の小金井市行政の対応の問題などにあります。そのため両市関係者の皆様に大きな不信感を持たせることになりました。ここに心よりお詫び申し上げます」と述べ、二枚橋焼却場の跡地に新施設の建設を目指すことに対する調布市・府中市の理解を求めている。この時、1985年の決議から現職にある小金井市議は2人だけであったが、市議会という議事機関として意見を表明したことは注目すべきであろう。一方、共産党市議4人は二枚橋ではなく都立公園への建設を求めたことから、当決議に反対している。

(56) 市当局は財政難を理由として挙げていたが、市議員からは駅前の文化ホール購入に75億円をかけていることが指摘される場面もあった。

2) 広域支援

長期間にわたって難航していた小金井市のごみ処理を実質的に支えてきたのが、1994年に多摩地域の自治体が締結した広域支援協定である。図表8は、広域支援協定に基づき、2007年から2013年まで小金井市の可燃ごみ処理について支援を行ってきた自治体・一部事務組合を示している。

この広域支援について、稲葉市長は10年間支援を受けられると特別委員会に説明している。しかし、受け入れ団体をはじめ近隣自治体の住民からの陳情が小金井市議会に多数送られていた⁽⁵⁷⁾。また行政当局は毎年2月・3月はごみの受け入れ先の確保に迫られる自転車操業を繰り返していた。その結果、特別委員会も毎年受け入れ先が決まっているのかどうかを、市当局に問いただすのが議論の大半を占めた⁽⁵⁸⁾。

図表8 小金井市の可燃ごみ処理の広域支援状況

年度	支援団体（自治体・一部事務組合）
2007年	武蔵野市、昭島市、日野市、東村山市、国分寺市、柳泉園組合（東久留米市・清瀬市・西東京市）、西多摩衛生組合（羽村市・瑞穂町・青梅市・福生市）、小平・村山・大和衛生組合（小平市・武蔵村山市・東大和市）
2008年	武蔵野市、昭島市、日野市、東村山市、国分寺市、柳泉園組合、西多摩衛生組合、小平・村山・大和衛生組合、多摩川衛生組合（稲城市・狛江市・府中市・国立市）
2009年	八王子市、三鷹市、昭島市、日野市、国分寺市、多摩川衛生組合
2010年	八王子市、昭島市、日野市、多摩川衛生組合
2011年	八王子市、三鷹市、昭島市、町田市、日野市、国分寺市、多摩川衛生組合、多摩ニュータウン環境組合
2012年	三鷹市、昭島市、日野市、多摩川衛生組合
2013年	多摩川衛生組合

出所 小金井市ホームページや市報等を参照して作成

(57) 特別委員会では、羽村市（西多摩衛生組合）では小金井市からの受け入れ反対の陳情に全会一致で賛成したこと（2007年3月議会）、柳泉園組合においても反対の声が出たこと、そして近隣市の住民からも小金井市のごみの受け入れを反対する陳情が出ていること、など広域支援をめぐる反対の声（陳情）が多いことについて審議している。

(58) 例えば、2007年に西多摩衛生組合・柳泉園組合の受け入れ反対に関する状況、2008年に国分寺市の広域支援におけるミスマッチ、2009年に「多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱」及び国分寺市との覚書のための要件充足、2010年に同要綱の改正による状況変化、2011年に多摩川衛生組合の受け入れ、2012年にも広域支援の受け入れ先に関する見通し、に関する行政側の対応をめぐる議論が特別委員会の中で行われていた。

特別委員会における新処理施設建設と広域支援に関する議論内容からすると、首長や行政当局の動きをチェックする機能はある程度果たしているとも言える。しかし、議会は問題解決にリーダーシップを発揮または政策を提案することもなく、問題の当事者として責任・役割を十分に果たしたとは言い難い。また、後に述べる日野市における新清掃工場建設で日野市・国分寺市・小金井市3市共同のごみ処理が話題になってからは、日野市の動きを注視するという事で建設の妨げにならないようにしたい市当局と足並みを揃え、議会も新焼却施設検討に関する議論を行わなくなる。この実態から、小金井市議会の行政チェックと政策提言の機能は不十分であったと指摘できる。

(次号へつづく)

(ジョン ジュン 公益財団法人地方自治総合研究所特別研究員)

キーワード：自区内処理／広域処理／住民参加／ごみ問題／
自治体の自由度／補助金／広域支援